

静岡県復旧・復興建設工事共同企業体取扱要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、想定される東海地震又は南海トラフ巨大地震等の大規模地震災害（以下「東海地震等」という。）が発生し、本県のほか、本県を含む広域の区域において被害を受けた際、その復旧・復興建設工事の迅速かつ適正な施工を確保するため、「競争入札に参加する者に必要な資格」（昭和39年告示第220号）、「建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領」（昭和49年7月1日訓令乙第9号）、「静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領」（平成6年3月31日付け管第773号）に定めるもののほか、本県の建設企業が、地域における雇用の確保を図りつつ、被災地域外の建設企業と連携し、復旧・復興建設工事の施工体制を確保するために結成する共同企業体（以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 復旧・復興建設工事共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げるものとし、入札公告等に対象工事であることを明記するものとする。

1 次の各号をすべて満たす工事

- (1) 東海地震等による被災に係る復旧・復興工事であること。
- (2) 土木一式、建築一式、電気又は管工事のいずれかであること。
- (3) 特定建設工事共同企業体のみを対象とする工事でないこと。
- (4) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける工事でないこと。
- (5) 予定価格が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条で規定する金額以上であること。

2 上記のほか、復旧・復興の状況、社会情勢の変化等に応じ、別途、交通基盤部建設支援局建設業課長が、対象と認める工事

(構成員数)

第3条 構成員の数は、2者又は3者とする。

(構成員の組合せ)

第4条 構成員の組合せは、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 代表の構成員が、静岡県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する主たる営業所を有する者であること。
- (2) 登録業種について、静岡県建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者の組合せであること。
- (3) 同一等級の者の組合せであること。

(構成員の要件)

第5条 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

登録業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者（以下「技術者」という。）が在籍し、工事の施工に当たり、技術者を工事現場毎

に専任で配置できること。ただし、共同施工を行う場合で、構成員のうち1者が専任の技術者を配置する場合にあっては、他の構成員の技術者は兼任で配置することができる。

(結成方法)

第6条 復旧・復興建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第7条 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員のうち、出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

(総合点数)

第8条 復旧・復興建設工事共同企業体の総合点数は、各構成員の当該業種に係る総合点数の平均点とし、整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。

(協定書)

第9条 復旧・復興建設工事共同企業体を結成する場合、様式第1号又は様式第2号に準じた協定書を作成するものとする。

(資格の申請に必要な書類)

第10条 復旧・復興建設工事共同企業体が入札参加資格の申請を行うとする場合に必要な事項は、「建設工事入札参加資格審査申請書等の提出の時期、方法その他必要な事項」(平成18年告示第1003号)に定めるものとする。

(登録の数)

第11条 一の建設企業が登録可能な復旧・復興建設工事共同企業体の数は、登録する業種にかかわらず一とする。

(入札参加の制限)

第12条 復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加資格を認定した場合においても、その構成員単体での入札参加資格は継続する。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体として入札に参加する場合には、その構成員単体で同一案件の入札に参加することはできないものとする。

(特定建設工事共同企業体の構成員となることの制限)

第13条 復旧・復興建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体の構成員においては、単体又は経常建設工事共同企業体として、特定建設工事共同企業体の構成員となることを妨げるものではない。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、期間は、〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後〇か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

静岡県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、復旧・復興工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の復旧・復興工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、復旧・復興工事完成の都度当該復旧・復興工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 復旧・復興工事の工事途中において前項の規定により脱退した構成員がある場合においては、残存した構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。
- 3 第1項の規定により脱退した構成員があるときは、残存した構成員の出資の割合は、脱退した構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存した構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 復旧・復興工事の工事途中において構成員が破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役〇〇〇〇 印

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 工事の名称 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 出資の割合 〇〇建設株式会社 〇〇%
〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

様式第2号

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、期間は〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後〇か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

静岡県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、復旧・復興工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によつて取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 復旧・復興工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により、毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員が、その分担工事に関し発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が、他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき、関係構成員が協議するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する構成員の責任を免かれるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 復旧・復興工事の工事途中において構成員が破産又は解散した場合においては、残存した構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役〇 〇 〇 〇 印

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があったものとする。

記

- 1 工事の名称 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 分担工事額（消費税分を含む。）

〇〇工事	〇〇建設株式会社	〇〇円
〇〇工事	〇〇建設株式会社	〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり工事の分担を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇 印